

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等の徹底について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について」(令和3年1月7日付け総行公第2号)及び「新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための出勤回避等について」(令和3年1月13日付け総行女第4号)において、特定都道府県に対して、目標設定の上、テレワーク等による出勤者の削減に計画的に取り組むとともに、取組状況を適切にフォローアップしていただくよう要請したところです。

こうした中、令和3年2月2日、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が3月7日までに変更されるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)が変更され、事業者に対するテレワーク等に関する取組の働きかけについては、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会を低減するため、「強力に推進」から「更に徹底」するよう変更されました。

「テレワーク等の徹底について」(令和3年2月3日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)(別添)においては、「これまでの間の状況をみると、人と人との接触機会の削減は必ずしも十分ではなく、例えば、1月末の駅の人流データによれば、昨年との感染拡大以前と比較し、昨年春の約7割減少に対し、依然、首都圏で約4割の減少、関西圏で3割の減少にとどまっており一層の取組が求められています。」とされています。

つきましては、特定都道府県におかれましては、現下における感染症のまん延防止の緊要性を踏まえ、テレワーク等による出勤回避等の計画的な取組を更に徹底いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本通知についての情報提供を行っていること、並びに本通知は地方公務員法第59条及び地方自治法第245条の4に基づく技術的助言であることを申し添えます。